

統一地方選挙における政権公約（マニフェスト）型選挙のさらなる推進のための公職選挙法改正に関する決議

前回（平成15年4月）の統一地方選挙で、政権公約（マニフェスト）を掲げる首長候補者が登場して以来、この流れは全国に広まるとともに、平成15年11月の総選挙では、各政党が政権公約を掲げるに至った。

しかしながら、平成15年の公職選挙法の改正により、国政選挙においては、政党に限り政権公約の配付が可能となったが、「首長選挙では政権公約の配付が法律に規定されていない」「配付場所が限定されている」等の制約があり、政権公約型選挙の遂行に大きな妨げとなっている。

来年春の統一地方選挙においては、有権者が身近な選挙として関心を深め、政策本位で候補者が選ばれるよう政権公約を正式な選挙文書として有権者に配布できるようにする必要がある。

我々は、「眞の政権公約型選挙の定着」に向けて、現在開会中の臨時国会において、以下の内容の公職選挙法改正を強く要請する。

1 首長選挙における政権公約（ビラ、パンフレット及び書籍）頒布の許容（第142条及び第142条の2関係）

首長選挙においても政権公約型選挙を可能とするため、これらの選挙においても政権公約頒布を可能とすべき。

2 政権公約（パンフレット及び書籍）の頒布場所の拡大（第142条の2関係）

選挙事務所内、演説会場、街頭演説の場所に限らず、政党本部及び支部、街頭等での頒布も可能とすべき。

以上決議する。

平成18年10月24日

全 国 知 事 会